

札幌市市有建築物のあり方検討委員会設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日市長政策室長決裁

(設置)

第 1 条 札幌市における少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少など、今後の人口構造の変化に伴う多様な市民ニーズに対応した効果的かつ効率的な市有建築物のあり方について検討するため、札幌市市有建築物のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 今後の市有建築物の効果的かつ効率的な配置について検討し、提言を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市有建築物のあり方に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、札幌市市長政策室政策企画部政策調整課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。